

第24 予防規程（法第14条の2第1項）

I 製造所等（給油取扱所を除く。）の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設に含めて一の予防規程として作成し、予防規程本文の他に予防規程適用範囲（危険物製造所等の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表）を添付するよう指導する。

2 予防規程と他規程等との関係

事業所の社内規程等（工場就業規則、防災計画（震災対策条例）、危害予防規程（高圧ガス保安法））の内容が、予防規程の法定要件を十分満たしていれば、その様式のいかんにかかわらず予防規程として支障ないものであること。

事業所の社内規程等が複数ある場合は、優先順位を明確にし、記載内容に矛盾が生じないように定めるよう指導する。

3 予防規程に定める事項

予防規程は、事業所の実態に照らし危険物の取扱い形態や規模を考慮して次に掲げる内容等により安全管理の実効が挙がるよう作成するものであること。

(1) 総括的事項

ア 適用範囲は、製造所等の全域と定めていること。

イ 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立ち入る者に予防規程を周知徹底させる義務があると定めていること。

ウ その他、次の事項を定めるよう指導する。

(ア) 遵守義務は、事業所に立ち入る者にも課すること。

(イ) 予防規程の細則（作業マニュアル、応急処置マニュアル等）に関すること。

なお、予防規程の内容の一部を細則等で定めている場合は、予防規程に必ずその細則等によることを明記させること。

(ウ) 危険物保安監督者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者が、予防規程の立案、改正に参画すること。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び組織（危省令第60条の2第1項第1号）

ア 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。

イ 保安管理組織を構成する者の代行に関することを定めていること。

ウ 保安管理組織の組織図の添付を指導する。

(3) 危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第2号）

ア 危険物保安監督者の代行者は、施設の規模、人員、勤務形態等に応じて配置する

ことを定めていること。

イ 危険物保安監督者の代行者は、保安監督ができる立場の者を指定すると定めていること。

(4) 自衛の消防組織（危省令第60条の2第1項第3号）

ア 自衛の消防組織の構成

(ア) 自衛の消防組織の構成を定めていること。

また、勤務シフト等による人員交替や休日・夜間等で人員の減少がある場合は通常時以外の構成を定めていること。

(イ) 自衛の消防組織の業務内容は、火災・爆発、危険物の漏洩・流出、風水害・地震時等を想定して定めていること。

(ウ) 自衛の消防組織を構成する者の代行に関することを定めていること。

(エ) 自衛の消防組織の組織図の添付を指導する。

イ 自衛の消防組織の活動

(ア) 消防機関等への通報方法を定めていること。

(イ) 自衛の消防隊の本部位置及び人員、資料等の集結に関することを定めていること。

(ウ) 近隣事業所と相互応援協定を結んでいる事業所は、協定に基づく応援資器材の要請等の方法に関することを定めていること。

(エ) 自衛の消防隊の通信・連絡手段に関することを定めていること。

(5) 保安教育（危省令第60条の2第1項第4号）

ア 保安教育、訓練は、その対象者、実施期間及び内容等を具体的に定めていること。

(ア) 対象者を全従業員とし、職場管理者、一般作業員、新入社員（転勤者・アルバイトを含む。）等に分割して定めていること。

(イ) 実施期間は、年間計画を定めているとともに臨時の新入社員等に対しては勤務することになった時と定めていること。

(ウ) 教育内容は、施設及び作業の実態に即した保安に必要な知識及び技能について定めていること。

イ 教育・訓練記録の保存について定めていること。

(6) 巡視・点検・検査（危省令第60条の2第1項第5号）

ア 施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検・検査基準を定めていること。

イ 危険物の保安に係る次の点検記録表（チェックリスト）を作成し、毎日の巡視点検について定めていること。

(ア) 運転状況の把握

(イ) 危険物の貯蔵及び取扱い状況の把握

なお、チェックリストの形式は、点検結果の適否が判別しやすい任意のもので

あること。

ウ 点検の実施者は、点検に必要な資格を有している等を考慮して定めていること。

エ 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めていること。

オ 点検等の結果は、危険物保安監督者等の職場責任者が確認することを定めていること。

(7) 危険物施設の運転・操作（危省令第60条の2第1項第6号）

ア 誤操作がなく、安全かつ適正に運転するための基準を定めていること。

イ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び再始動（以下「施設、設備の緊急停止」という。）の操作基準を定めていること。

ウ 運転・操作基準の定期的な見直しについて定めていること。

エ 施設、設備の緊急停止を決定する者を定めていること。

オ 運転員等の引継ぎ交替に関することについて定めていること。

カ 火気の種類及び火気作業としての範囲を具体的に定めていること。

キ 火気使用に関する権限者を具体的に定めていること。

ク 火気作業従事者の遵守事項を定めていること。

ケ 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全確認について定めていること。

コ 火気使用区域及び火気使用禁止区域について定めていること。

サ 車両等の通行規制について定めていること。

シ N a S電池の一般取扱所を遠隔監視する場合は、当該施設の監視、制御等を行う場所及び運転体制を含めた運転・操作の方法を定めていること。

(8) 危険物の取扱い作業基準（危省令第60条の2第1項第7号）

危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、危険性に即した貯蔵及び取扱いの基準を定めていること。

(9) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）

ア 工事管理体制と手続きに関する責任者を具体的に定めていること。

イ 工事着工前から工事終了後の設備等の安全対策を定め、工事・作業の標識の掲出、工事・作業の開始と終了の連絡及び工事・作業の前における安全確認について定めていること。

ウ 工事責任者の選任及び工事中の立会いについて定めていること。

エ 工事作業者の遵守事項を定めていること。

オ 工事に火気を使用する場合は、(7) カからコを準用して定めていること。

カ 工事場所周辺の施設・設備の安全確認について定めていること。

(10) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱の管理又は危険物等の管理等安全管理（危省令第60条の2第1項第8号の2）

ア 工事に火気を使用する場合は、(7) カからコを準用して定めていること。

- イ 工事における危険物等の管理については、作業現場に係る危険物の排除方法並びに排除の確認方法について定めていること。
- (11) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策（危省令第60条の2第1項第8号の3）
- (12) 移送取扱所の配管工事の保安監督体制（危省令第60条の2第1項第9号）
前（9）を準用して定めていること。
- (13) 移送取扱所以外の工事における当該施設の配管に係る保安体制（危省令第60条の2第1項第10号）
前（9）を準用して定めていること。
- (14) 災害その他非常の場合の措置（危省令第60条の2第1項第11号）
 - ア 自衛の消防組織が前記(4)の業務内容に基づき、活動することを定めていること。
 - イ 緊急時の連絡網及び連絡手段を定めていること。
 - ウ 事故後の現場保存、原因究明等について定めていること。
 - エ 災害後から施設再開までの対策について次の事項を定めていること。
 - (ア) 復旧計画の作成
 - (イ) 復旧作業の実施
 - オ N a S 電池の一般取扱所を遠隔監視する場合は、当該施設で火災等の緊急時における連絡等の体制を定めていること。
- (15) 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等（危省令第60条の2第1項第11号の2）
 - ア 操業・火気使用の中止又は制限に関すること。
 - イ 地震直後の緊急点検の実施に関すること。
 - ウ 応急処置体制の確保（必要に応じ従業員の招集、必要な資器材の調達等）に関すること。
 - エ 危険箇所の補修等の実施に関すること。
 - オ 災害等に関する情報収集及び周辺住民等への広報に関すること。
 - カ 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護活動、混乱防止対策等に関すること。
 - キ 周辺地域の市町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。
 - ク 公共性の高い施設では、地震後から再開までの対策について次の事項を定めていること。
 - (ア) 二次点検の実施
 - (イ) 被害状況の把握及び施設の補修
 - (ウ) 二次災害の防止措置
- (16) 危険物の保安記録（危省令第60条の2第1項第12号）

- ア 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、巡視・点検・検査の結果及び補修・改修の記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定めていること。
- イ 火気使用の記録及び保存について定めていること。
- ウ 工事・作業の経過記録及び同記録の保存について次の事項を定めていること。
 - (ア) 事故の記録・保存に関すること。
 - (イ) 設計資料及び工事記録等の図書に関すること。
- (17) 危険物施設の書類等の整備（危省令第60条の2第1項第13号）
製造所等の許可書類等の保管、整理について定めていること。
- (18) その他危険物の保安に必要な事項（危省令第60条の2第1項第14号）
 - ア 警戒宣言が発せられた場合における、次の事項を定めていること。
 - (ア) 危省令第60条の2第2項各号の事項
 - (イ) 操業・火気使用の中止又は制限
 - (ウ) 参集等の体制と従業員の任務分担
 - イ 周辺地域の市町村、事業所、住民等と震災等の災害時における連携及び協力体制の確立を推進すること、又は締結した場合はこれに係る事項を定めていること。
 - ウ 施設、設備の耐震化を促進することについて定めていること。
 - エ 防火・防災業務を委託する場合も、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、次の事項を明記するよう定めていること。
 - (ア) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 受託者の行う防火・防災業務の範囲及びその実施方法

4 単独荷卸しを行う製造所等における事項

製造所又は一般取扱所で単独荷卸しを行う場合は、「3 予防規程に定める事項」に、Ⅱ、4(1)から(6)の事項を追加すること。この場合において、Ⅱ、4(1)から(6)中「危険物保安監督者」とあるのは、「危険物保安監督者等」、「給油取扱所」とあるのは「製造所及び一般取扱所」と読み替えるものとする。

5 ドライコンテナによる危険物の貯蔵等における事項

屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所でドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令4.12.13消防危第283号）2(1)ウ「予防規程記載例」の事項を「3 予防規程に定める事項」に追加すること。

6 他の保安規程の適用を受ける施設の取扱い

危省令第61条前段に規定する製造所等に対しては、法第16条の5の規程に基づき、当該保安規程、危害予防規程の提出を求めること。

7 その他

- (1) 予防規程作成対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員数が少人数等の場合は、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が上げられる範囲まで定める事項の一部を省略できる。
- (2) 予防規程には、事業所全般の安全を確保するため、危険物施設以外の施設について規定することもできる。
- (3) 一旦、認可を受けた規程は、原則として危険物保安監督者が変わる場合においても、変更の認可の申請は必要とせず、危険物保安監督者選任・解任届出をすることをもって足りるものとし、また、所長又は代行者が変わる場合においては、予防規程中に変更の内容を明らかにしておく等経過がわかるようにすること。ただし、事業所の形態や保安体制等が変更となる場合は、この限りでない。

Ⅱ 給油取扱所の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

原則として、一の給油取扱所に対して一の認可申請とすること。

2 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

ア 適用範囲は、給油取扱所の全域とすることを定めていること。

イ 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課することを定めていること。

ウ 出入り者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定めていること。

エ 危険物取扱者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者も予防規程の立案、改正に参画することを定めるよう指導すること。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第1号、第2号）

ア 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。

イ 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定めていること。

ウ 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定め、保安管理の組織図を添付するよう指導する。

(3) 自衛の消防組織（危省令第60条の2第1項第3号）

ア 勤務体制がシフト制を採用するなど日時によって従業員が異なる場合や営業時間が長時間にわたる場合は、実態に合わせた組織を定めること。

イ I 製造所等の予防規程3（4）を準用すること。

(4) 保安教育（危省令第60条の2第1項第4号）

I 製造所等の予防規程3（5）を準用すること。

(5) 巡視、点検、検査（危省令第60条の2第1項第5号）

ア 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者について定めていること。

イ 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処理を行う義務及び所長への報告義務を定めていること。

(6) 危険物施設の運転・操作、危険物の取扱い作業基準（危省令第60条の2第1項第6号、第7号）

ア 危険物取扱い作業時における貯蔵及び取扱い基準については、法令に定める基準を遵守する義務の他、次の事項を定めていること。

(ア) 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務

(イ) 給油又は注油時における油種の確認

(ウ) ローリーからの危険物受け入れ作業時における危険物取扱者の立会い義務と品

目の確認及び受け入れタンクの残量の確認

- (エ) みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
- (オ) 危険物の積み降ろし時及び給油時における自動車等のエンジン停止の確認
- (カ) 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注油済み容器の放置の禁止
- (キ) その他当該給油取扱所の形態等に応じた必要な事項

イ 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油以外の業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定めるとともに、特に留意しなければならない次の事項も定めていること。

- (ア) 給油又はこれに附随する注油、自動車等の点検・整備若しくは洗車と関係ない者を対象とする業務の禁止
- (イ) 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施
- (ウ) 所内にいる客等の状況に応じた充分な係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施
- (エ) その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要な事項

ウ 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、あらかじめ明示された駐車禁止の場所において行わせることについて定めていること。

(7) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）

I 製造所等の予防規程3（9）を準用すること。

(8) 施設工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等、安全管理に関すること。（危省令第60条の2第1項第8号の2）

I 製造所等の予防規程3（10）を準用すること。

(9) 危省令第40条の3の3の2各号に定める措置を講じた給油取扱所における、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置。（危省令第60条の2第1項第8号の4）

なお、専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、給油取扱所の危険物取扱者は、次の業務を同時に行うことが想定されるため、いずれの業務もおおろそかにならないように 具体的な対応方法等に関する事項を定めること。（令. 6. 2. 29消防令第40号通知）

ア 専用タンクへの荷卸し作業の立会（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）

イ 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業

ウ 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行うイの作業に対する立会又は監視

(10) 危省令第40条の3の6の2各号に定める措置を講じた給油取扱所における、緊急時

- の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置。(危省令第60条の2第1項第8号の5)
- (11) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における、顧客に対する監視その他保安のための措置(危省令第60条の2第1項第8号の6)
- ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者(以下「危険物取扱者等」という。)の顧客に対する指示・連絡体制及び必要な措置体制を定めていること。
- イ 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限の設定について定めていること。
- (12) 災害その他非常の場合の措置(危省令第60条の2第1項第11号)
- ア 災害時の即応体制を整えておくため、自衛の消防隊を編成すること及び自衛の消防隊長、自衛の消防隊員の責務を定めていること(規模に応じ、その役割分担を定めていること。)
- イ 事故時の措置及び消火活動等については、次の事項を定めておくこと。
- (ア) 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務と、自衛の消防隊長の指揮下で実施する客等の避難誘導及び応急措置
- (イ) 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置
- (ウ) 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報
- (13) 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関すること(危省令第60条の2第1項第11号の2)
- ア 地震発生時の措置については、危険物取扱い作業の中止、安全確認のための点検の実施等についてのほか、以下の項目について定めていること。
- (ア) 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等
- (イ) 周辺地域の市町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力
- イ 地震後から施設再開までの対策について、次の事項を定めていること。
- (ア) 二次点検の実施
- (イ) 被害状況の把握及び設備の補修
- (ウ) 二次災害の防止措置
- (エ) 復旧作業等の実施
- (14) 危険物の保安記録(危省令第60条の2第1項第12号)
- I 製造所等の予防規程3(16)を準用すること。

- (15) 危険物施設の書類等の整備（危省令第60条の2第1項第13号）
 - I 製造所等の予防規程3（17）を準用すること。
- (16) その他危険物の保安に必要な事項（危省令第60条の2第1項第14号）
 - I 製造所等の予防規程3（18）を準用すること。

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油所における事項

- (1) 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。
- (2) 高圧ガス製造保安総括者、高圧ガス製造保安員の職務代行者及び保安に係る職務について定めていること。
- (3) 圧縮天然ガス等の災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関して定めていること。
- (4) 危害予防規程との関係
予防規程における緊急時の対応組織及び措置は、届出される危害予防規程と共通のものを定めていること。

4 単独荷卸しを行う給油取扱所における事項

次の事項を「2 予防規程に定める事項」に追加すること。

- (1) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育（危省令第60条の2第1項第4号関係）
単独荷卸しに係る次の事項の教育を定めていること。
 - ア 単独荷卸しの仕組み
 - イ 単独荷卸しに係る安全対策設備の構造、機能等
 - ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の対応
 - エ 異常事態発生時の対応
- (2) 安全対策設備の維持管理（危省令第60条の2第1項第5号関係）
単独荷卸しを行うため設置する安全対策設備及び安全対策設備を適正に維持管理するための点検等を定めていること。
- (3) 単独荷卸しの実施（危省令第60条の2第1項第7号関係）
石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを適切に行うことを定めていること。
- (4) 事故等の異常事態発生時の対応（危省令第60条の2第1項第11号、11号の2 関係）
営業中及び営業時間外における単独荷卸し時に異常事態（火災・地震等の発生及び安全対策設備の異常）が発生した場合の対応を定めていること。
- (5) 単独荷卸しの仕組み（危省令第60条の2第1項第14号関係）
石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みについて、次の事項等を定めていること。

- ア 給油取扱所に設置する安全対策設備
- イ 単独荷卸しを実施する運送業者（自ら単独荷卸しを行う運送業者を除く。）が実施すべき事項
- ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が実施すべき事項
- (6) 危険物保安監督者、従業員の体制（危省令第60条の2第1項第14号関係）
 - 単独荷卸し時における危険物保安監督者、従業員の体制について、次の事項を定めていること。
 - ア 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の危険物保安監督者の従業員に対する単独荷卸し開始時及び終了時の周知
 - イ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の乗務員との連絡体制（開始時、終了時等）
 - ウ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の給油取扱所においてとるべき措置
 - エ 単独荷卸し終了時の油量等の確認の実施

5 屋外での物品販売等における事項

屋外で物品販売等業務を行う場合は、「2 予防規程に定める事項」に、第12「給油取扱所」13に掲げる事項を追加すること。

6 その他

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について」（令5. 5. 15消防危第124号）による場合は、「2 予防規程に定める事項」に必要な応じて追加すること。

別添（作成例 1）

○ ○ 株 式 会 社
予 防 規 程

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 保安の役割分担
- 第 3 章 教育及び訓練
- 第 4 章 点検及び記録
- 第 5 章 危険物の貯蔵及び取扱い等
- 第 6 章 改修、補修等
- 第 7 章 工事請負業者等の就業
- 第 8 章 火災、地震及びその他の災害時の措置
- 第 9 章 予防規程に違反した者の措置

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、〇〇〇株式会社（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他保安管理に必要な事項について定め、もって火災その他の災害を予防することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所の全域に適用する。

(遵守の義務)

第3条 当所の従業員及び当所に入出入りするすべての者は、この規程を遵守しなければならない。

(告知の義務)

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規定を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 前項の場合においては、柳川市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。
ただし、個人名に変更については、この限りでない。

第 2 章 保安の役割分担

(組織)

第 6 条 当所における保安管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり役割分担を定め、当所内の見やすい箇所に役割分担表を掲示すること。また、交替時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

保安管理任務分担表

職務担当	氏 名	在・不在	職務・非常時任務 代行者	非常時任務分担
所 長	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	自衛消防隊長
危険物保安 監督者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	通報・連絡係
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	消火・油処理係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	避難・誘導係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	

(所長の責務)

第 7 条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適切に維持管理されるよう務めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第 8 条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に務めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第 9 条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第 10 条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に務めなければならない。

(業務終了時の保安管理)

第 11 条 危険物保安監督者は、業務中又は業務終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

第 3 章 教育及び訓練

(保安教育)

第 12 条 所長は従業員に対して次により保安教育を実施する。なお、保安教育の終了時に質疑又は試験により、正しく履修していることを確認すること。

対 象 者	実施時期・方法	内 容
全従業員	1 年〇回 (講義・講話)	1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項 4 各自の任務、責任等の周知徹底 5 災害対策に関する事項 6 その他
新規採用者	採用時 (講義・講話)	
その他	適時	保安上必要な事項

(訓練)

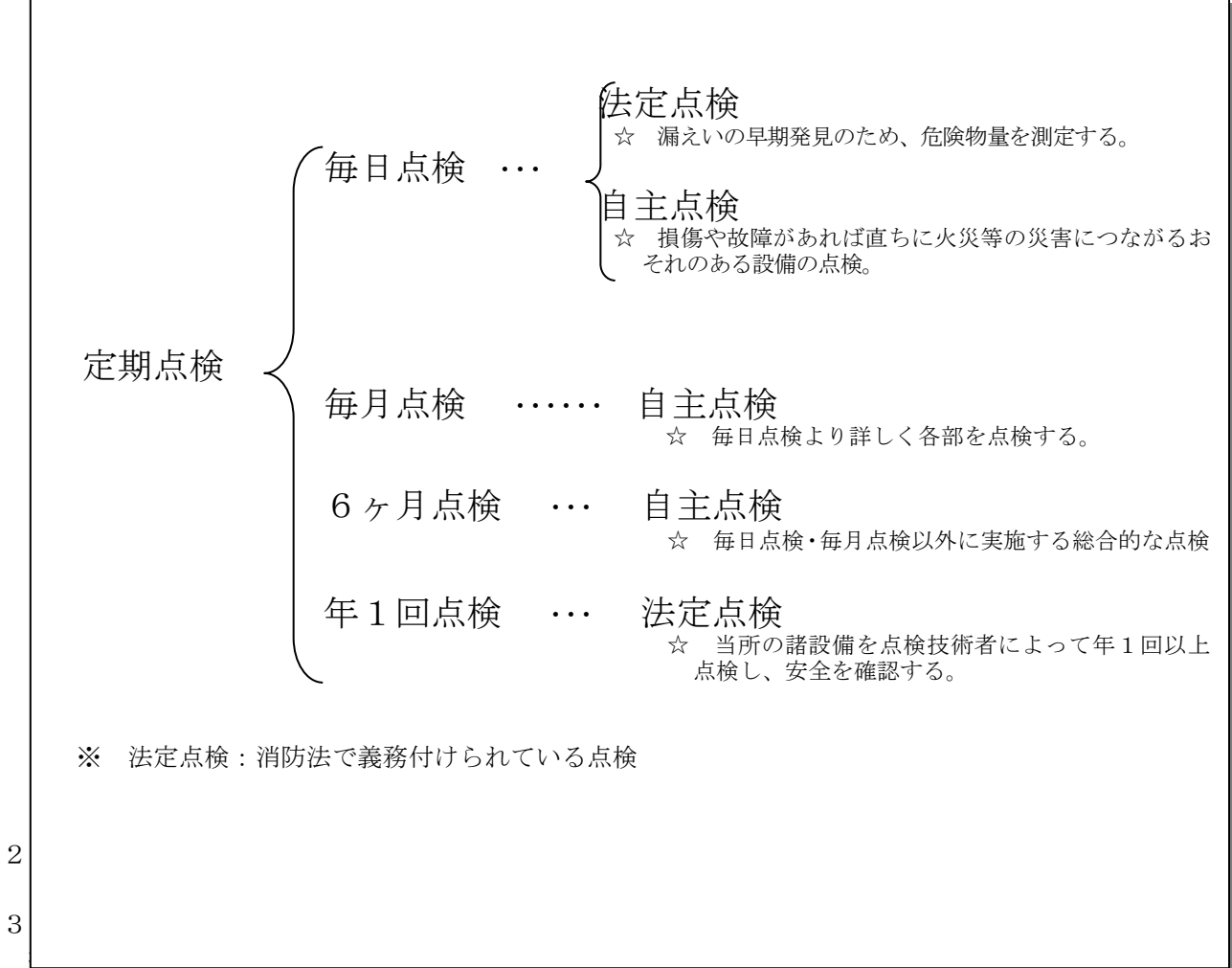
第 13 条 訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は〇か月に 1 回以上、総合訓練は〇か月に 1 回以上とし、次により行うものとする。

- (1) 基本訓練においては、通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練を行う。
- (2) 総合訓練においては、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を連携させ総合的に行う。

第 4 章 点検及び記録

(危険物施設の点検)

第 1 4 条 当所の危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、次の周期及び区分毎に点検を実施しなければならない。なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。



ならない。

4 所長は、第 1 項の規定により点検を実施したときは、点検者に点検部位、点検結果、点検者及び点検責任者を点検記録簿に明記させ、これを設備毎に整理し、3 年間保存しなければならない。

第 5 章 危険物の貯蔵及び取扱い等

(危険物の貯蔵及び取扱い)

第 1 5 条 危険物の貯蔵及び取扱いを行うときは、消防法令に従ってこれを行うとともに、次により行わなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立会うこと。
- (2) 当所の関係者は、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- (3) 当所の関係者は、危険物の注入等の支障となるような物件を置かないとともに、常に整理整頓に努めること。

- (4) 当所内でみだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。
- (5) 休日等で業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- (6) 当所内にいる従業員以外の者の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

第6章 改修、補修等

(所長への報告)

第16条 点検責任者は、施設の改修、補修等が必要であると認められるときは、直ちにその旨を所長に報告すること。

(改修、補修)

第17条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて変更許可等の必要な手続を行わなければならない。

- 2 所長は、前項工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。
- 3 所長は、当所の位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

第7章 工事請負業者等の就業

(工事責任者)

第18条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

(連絡)

第19条 工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ち作業を行わなければならない。

(工事責任者の責務)

第20条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたりとともに、作業員に周知徹底をはかり、作業の安全を確保しなければならない。

(作業工程)

第21条 工事請負業者は作業工程表を作成し所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

(作業員の立入場所)

第22条 作業員は、当所内において、当該工事に関係ある場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(就業時間)

第23条 作業時間は、当所の終業時間内に限る。ただし、所長が必要と認めた場合はこの限りでない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め保安の監督をさせなければならない。

(火気使用許可)

第24条 作業上火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

(火気使用の一時停止)

第 25 条 所長は、風力、風向、気温、湿度その他の気象条件により、火災の予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第 8 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛の消防組織)

第 26 条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は第 6 条の表のとおりとする。

2 自衛消防隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。

3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に務めなければならない。

(事故時の措置、消火活動等)

第 27 条 事故時の措置、消火活動等は次により行うこと。

- (1) 火災の発生、危険物の漏えい等を発見又は覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせ、「災害発生時の通報要領」により消防機関に通報すること。また、必要な場合は、消防隊長は当所内の者に「緊急時の連絡先」により関係者と連絡を取らせること。
- (2) 消防隊長の指揮の下に、直ちに「火災時の対応要領」に基づき必要な措置を講じること。
- (3) 危険物が当所外部に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人、車両の運転手等に対して火気の使用禁止、その他必要な協力を求めること。

(地震被害予防措置)

第 28 条 地震時の災害を予防するため、適宜の次の事項を行うこと。

- (1) 当所の建物、その他の附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の検査。
- (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作業状況の検査。

(地震時の措置)

第 29 条 地震時は次の措置を講じること。

- (1) 自衛消防隊長は、隊員を指揮し、当所からの出火防止及び危険物の流出防止をはかること。
- (2) 隊員は、客等へ必要な指示を与え、混乱防止のための措置を講じること。
- (3) 自衛消防隊長は、自らの判断又は消防機関等からの避難命令により、指定避難場所へ避難誘導をすること。

(地震後の措置)

第 30 条 点検責任者は、地震が発生した場合は、地震の規模にかかわらず危険物設備並びに建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い安全を確認すること。

(震災に備えての準備品)

第 31 条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (3) 貴重品
- (4) その他必要なもの

◆ 災害発生時の通報要領 ◆

火 災

油漏えい

混 油



***** 通報 *****

◆災害内容◆

〇〇株式会社が火事です。

〇〇株式会社で油が流出しました。

〇〇株式会社で混油がありました。

◆所在地◆

〇〇市〇〇町〇〇番地

◆目標◆

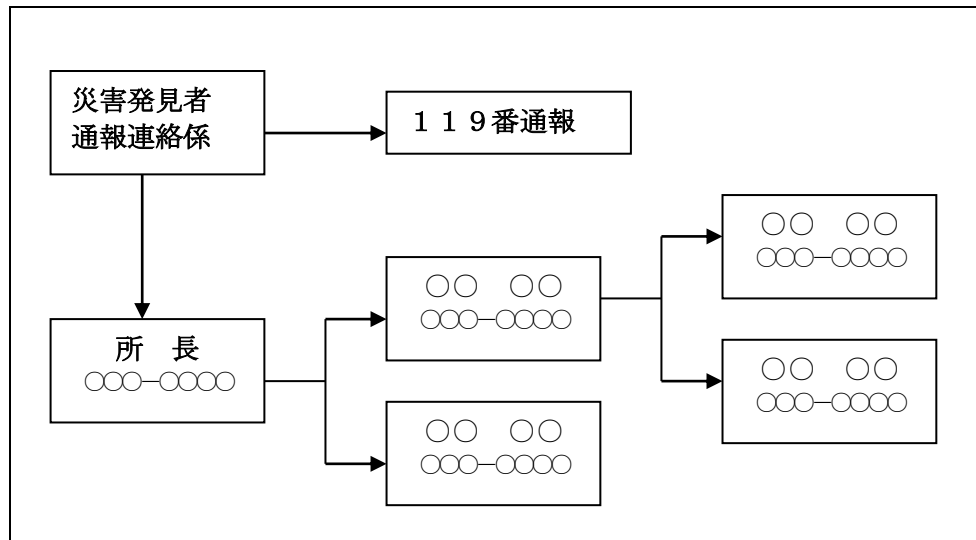
〇〇交差点の角

◆電話番号◆

〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

◆通報者の名前◆

■ 緊急時連絡網 ■



■ 緊急時の連絡先 ■

- ☐ 〇〇消防署 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 〇〇警察署 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 協力会社 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 計量器メーカー 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ タンク・配管業者 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 土木・建設業者 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 電気業者 〇〇〇-〇〇〇〇

▼ 災害時の対応要領 ▼

①火災発生時

初期消火…………… { ・ 消火器での初期消火
・ ポンプの電源を切る

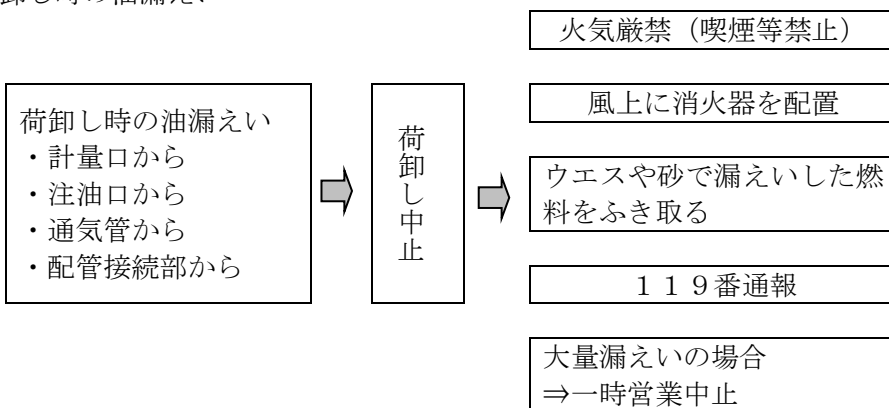
火災 ⇒ 従業員以外の者、車の避難

消防署に通報

あわてずに小さな火のうちに消火すること

②油漏えい時

■ 荷卸し時の油漏えい



第 9 章 予防規程に違反した者の措置

第 32 条 所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別添（作成例2）

〇 〇 〇 給 油 取 扱 所 予 防 規 程

- 第1章 総則
- 第2章 保安の役割分担
- 第3章 教育及び訓練
- 第4章 点検及び記録
- 第5章 危険物の貯蔵及び取扱い等
- 第6章 改修、補修等
- 第7章 工事請負業者等の就業
- 第8章 火災、地震及びその他の災害時の措置
- 第9章 予防規程に違反した者の措置

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、〇〇〇給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他保安管理に必要な事項について定め、もって火災その他の災害を予防することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所の全域に適用する。

(遵守の義務)

第3条 当所の従業員及び当所に出入りするすべての者は、この規程を遵守しなければならない。

(告知の義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 前項の場合においては、柳川市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。
ただし、個人名に変更については、この限りでない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における保安管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり役割分担を定め、当所内の見やすい箇所に役割分担表を掲示すること。また、交替時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

保安管理任務分担表

職務担当	氏 名	在・不在	職務・非常時任務 代行者	非常時任務分担
所 長	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	自衛消防隊長
危険物保安 監督者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	通報・連絡係
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	消火・油処理係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	避難・誘導係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適切に維持管理されるよう務めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に務めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に務めなければならない。

（営業終了時の保安管理）

第11条 危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

第3章 教育及び訓練

（保安教育）

第12条 所長は従業員に対して次により保安教育を実施する。なお、保安教育の終了時に質疑又は試験により、正しく履修していることを確認すること。

対 象 者	実施時期・方法	内 容
全従業員	1年〇回 (講義・講話)	1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項
新規採用者	採用時 (講義・講話)	4 各自の任務、責任等の周知徹底 5 災害対策に関する事項 6 その他
その他	適時	保安上必要な事項

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しに係わる必要な教育を実施しなければならない。

（訓練）

第13条 訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は〇か月に1回以上、総合訓練は〇か月に1回以上とし、次により行うものとする。

- (1) 基本訓練においては、通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練を行う。
- (2) 総合訓練においては、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を連携させ総合的に行う。

第4章 点検及び記録

（危険物施設の点検）

第14条 当所の危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、次の周期及び区分毎に点検を実施しなければならない。なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。

定期点検	毎日点検 …	法定点検 ☆ 漏えいの早期発見のため、地下貯蔵タンクの危険物量を測定する。 自主点検 ☆ 損傷や故障があれば直ちに火災等の災害につながるおそれのある設備の点検。
	週 1 回点検 …	法定点検 ☆ 漏えい検知管により、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏えいの有無確認する。
	毎月点検 ……	自主点検 ☆ 毎日点検より詳しく各部を点検する。
	6 ヶ月点検 …	自主点検 ☆ 毎日点検・毎月点検以外に実施する総合的な点検
	年 1 回点検 …	法定点検 ☆ ガソリンスタンドの諸設備を点検技術者によって年 1 回以上点検し、安全を確認する。

※ 法定点検：消防法で義務付けられている点検

- 2 所長は、危険物取扱者の中からあらかじめ点検責任者を定め、前項の点検を実施しなければならない。
 - 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止の表示をする等適切な措置を行うとともに、その旨を点検責任者に報告し、すみやかに修理等を行わせるようにしなければならない。
 - 4 所長は、第 1 項の規定により点検を実施したときは、点検者に点検部位、点検結果、点検者及び点検責任者を点検記録簿に明記させ、これを設備毎に整理し、3 年間保存しなければならない。
- ※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

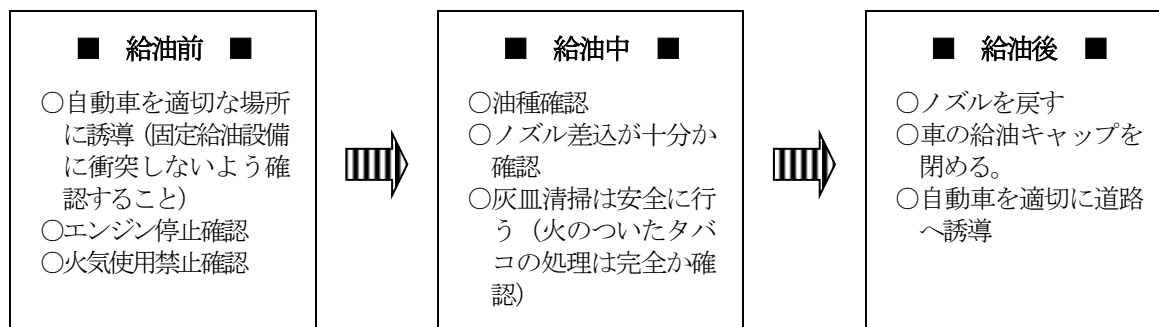
単独荷卸しに関する安全対策設備は、単独荷卸し仕組みに基づいた維持管理をしなければならない。

第 5 章 危険物の貯蔵及び取扱い等

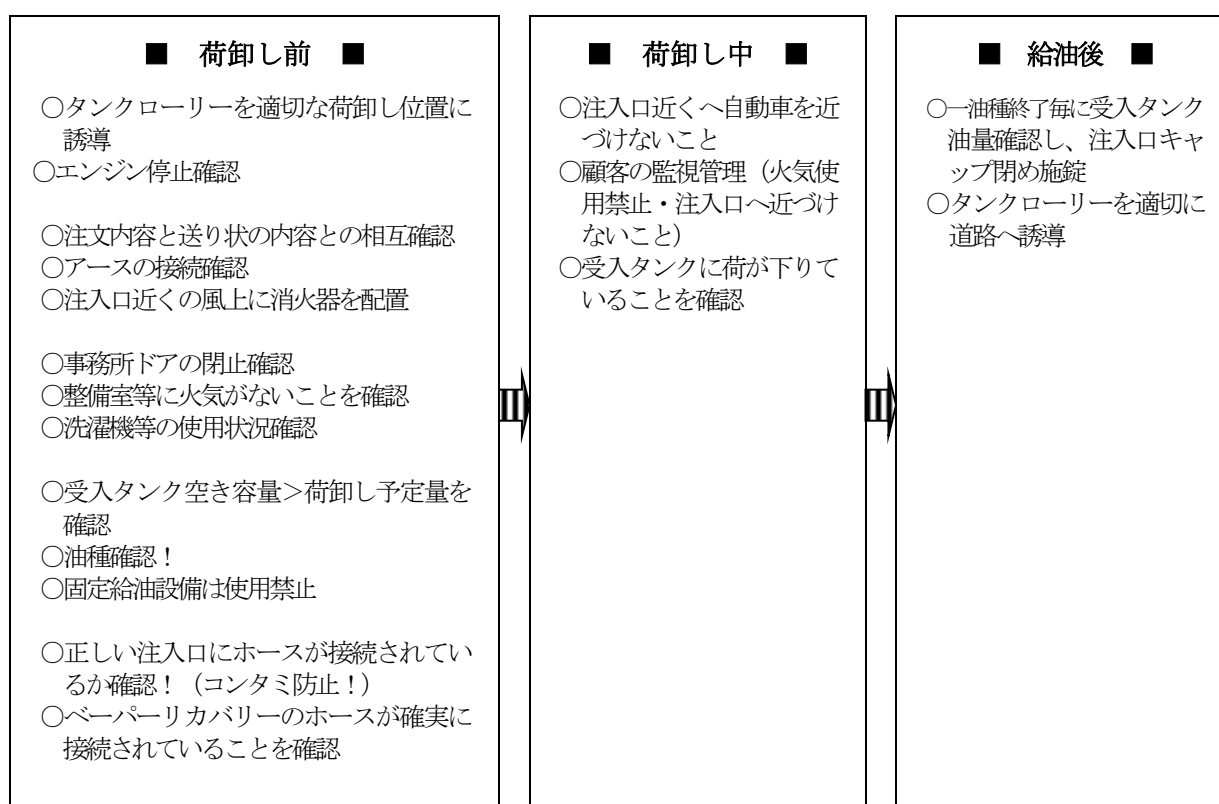
(危険物の貯蔵及び取扱い)

第 15 条 危険物の貯蔵及び取扱いを行うときは、消防法令に従ってこれを行うとともに、次により行わなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立会うこと。
- (2) 給油を行うときは、次によること。



- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、次により当所の危険物取扱者が立ち会って行うこと。
 なお、荷卸し時のコンタミ防止システムが搭載されたタンクローリーもあるので、この場合は当該タンクローリーに応じた作業とすること。



- (4) 灯油を容器に小分けする場合は、次によること。
 ア 消防法令で定める基準に適合した容器に注入すること。
 イ 注入時に、臭い、色等を確認し、灯油にガソリン等が混入していないことを確認すること。
 ウ 注入済の容器はその場所に放置しないこと。
- (5) 灯油を移動タンク貯蔵所に充填する場合は、当所の甲種または乙種危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- (6) 給油又は注油、自動車等の転回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないとともに、常に整理整頓に努めること。
- ※ 専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、下記の点を追加すること。

専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、消防法令及び別に定めるところによるほか、他の業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないよう対応すること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第 16 条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。
- (2) 給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者を専ら対象とするような業務を行わないこと。
- (3) 休日等で給油業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- (4) 当所内にいる客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第 17 条 当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 単独荷卸しに関する安全対策設備は、単独荷卸しの仕組みに基づき、設置されているものであること。
- (2) 単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づいた、適切な移動タンク貯蔵所を使用して、且つ必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者によって行われるものであること。尚、単独荷卸しの要件に適合しない場合は、立会い荷卸しとして実施するものであること。
- (3) 危険物保安監督者及び従業員は、当所の営業中に単独荷卸しが行なわれる場合において、移動タンクの安全は駐車場所の確保、火気への注意等、保安上必要な対応をとるものであること。

※ 屋外での物品販売等がある場合、下記の点を追加すること。

(屋外での物品販売等の業務) ※レンタカーやカーシェアリングの取次業務も含む。

- 1 所長は、物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう裸火等の火気を使用しないことや、電気設備においては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底するとともに、消防法令に逸脱しない範囲において行うこと。
- 2 所長は、物品販売等の業務により事故又は災害が発生しないよう細心の注意を払うと共に、給油（灯油若しくは軽油の詰替えを含む。）及び自動車等の点検・整備若しくは洗浄業務に支障がないよう留意すること。
- 3 物品販売等を行う場所は、給油空地、注油空地、専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分を除く部分並びに消火器や消火設備の使用の妨げにならない部分で、人や車両の通行に支障が生じない場所で行うこと。
- 4 物品販売等を行う場所は、別図○に示す場所とし、専用タンクへの荷卸し時等に物品の移動をする場所は、別図○に示された場所とすること。
- 5 防火塀の周辺において物品販売等を行う場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないこと。
- 6 物品販売等の業務は、給油取扱所の営業時間内とすること。
なお、営業時間終了後の物品等については、屋内へ保管又はガレージのシャッターを閉鎖する等放火防止策を講ずること。

(営業時間外における物品販売等の業務)

給油取扱所の営業時間外に物品販売等の業務を行う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者が立会い、管理すること。
 なお、給油取扱所関係者が常駐しない場合は、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在に関して明確にしておくこと。
- (2) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、ボイラー等に直接接続するタンクの注入口その他の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないために、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等の措置を講ずること。
- (3) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないために、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等の措置を講ずること。
- (4) 上記(2)及び(3)に定めるもののほか、係員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備には、係員以外の者を近寄らせないために、施設の利用に供さない部分への施錠等の措置を講ずること。
- (5) 不必要な物件の放置を禁止するよう管理を徹底すること。
- (6) 消火器等の消防用設備を消火及び避難上有効となるよう適切に設置すること。
- (7) 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急時連絡先、事故等における具体的な措置・指示事項等）を行うこと。
- (8) 利用者数の管理及び避難経路の確保を行うこと。
- (9) 給油取扱所関係者以外の者が物品販売等の業務を行う場合には、契約、覚書等により、防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確にしておくこと。
 なお、この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物に関する安全を確保すること。

第6章 改修、補修等

(所長への報告)

第18条 点検責任者は、施設の改修、補修等が必要であると認められるときは、直ちにその旨を所長に報告すること。

(改修、補修)

第19条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて変更許可等の必要な手続を行わなければならない。

- 2 所長は、前項工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。
- 3 所長は、当所の位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

第 7 章 工事請負業者等の就業

(工事責任者)

第 20 条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

(連絡)

第 21 条 工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ち作業を行わなければならない。

(工事責任者の責務)

第 22 条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたりとともに、作業員に周知徹底をはかり、作業の安全を確保しなければならない。

(作業工程)

第 23 条 工事請負業者は作業工程表を作成し所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

(作業員の立入場所)

第 24 条 作業員は、当所内において、当該工事に関係ある場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(就業時間)

第 25 条 作業時間は、当所の終業時間内に限る。ただし、所長が必要と認めた場合はこの限りでない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め保安の監督をさせなければならない。

(火気使用許可)

第 26 条 作業上火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

(火気使用の一時停止)

第 27 条 所長は、風力、風向、気温、湿度その他の気象条件により、火災の予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第 8 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛の消防組織)

第 28 条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は第 6 条の表のとおりとする。

2 自衛消防隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。

3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に務めなければならない。

(事故時の措置、消火活動等)

第 29 条 事故時の措置、消火活動等は次により行うこと。

(1) 火災の発生、危険物の漏えい等を発見又は覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせ、「災害発生時の通報要領」により消防機関に通報すること。また、必要な場合は、消防隊長は当所内の者に「緊急時の連絡先」により関係者と連絡を取らせること。

(2) 消防隊長の指揮の下に、直ちに「火災時の対応要領」に基づき必要な措置を講じること。

(3) 危険物が当所外部に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人、車両の運転手等に対して火気の使用禁止、その他必要な協力を求めること。

(地震被害予防措置)

第 30 条 地震時の災害を予防するため、適宜の次の事項を行うこと。

(1) 当所の建物、その他の附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の検査。

- (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作業状況の検査。

(地震時の措置)

第31条 地震時は次の措置を講じること。

- (1) 自衛消防隊長は、隊員を指揮し、当所からの出火防止及び危険物の流出防止をはかること。
- (2) 隊員は、客等へ必要な指示を与え、混乱防止のための措置を講じること。
- (3) 自衛消防隊長は、自らの判断又は消防機関等からの避難命令により、指定避難場所へ避難誘導をすること。

(地震後の措置)

第32条 点検責任者は、地震が発生した場合は、地震の規模にかかわらず危険物設備並びに建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い安全を確認すること。

(震災に備えての準備品)

第33条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (3) 貴重品
- (4) その他必要なもの

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は、単独荷卸しの仕組みに基づき、災害その他の非常の場合に適切な措置を行うものであること。非営業時の単独荷卸しにおける緊急時の連絡体制を定め、所内の適切な場所の掲示するものとする。

第9章 予防規程に違反した者の措置

第34条 所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

◆ 災害発生時の通報要領 ◆

火 災

油漏えい

混油誤販売



***** 通報 *****

◆災害内容◆

〇〇ガソリンスタンドが火事です。

〇〇ガソリンスタンドで油が流出しました。

〇〇ガソリンスタンドで混油誤販売がありました。

◆所在地◆

〇〇市〇〇町〇〇番地

◆目標◆

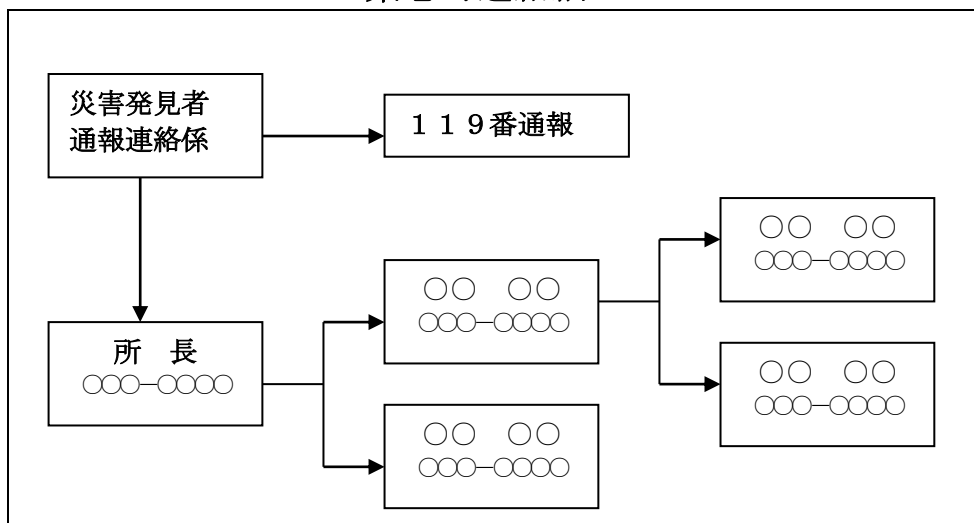
〇〇交差点の角

◆電話番号◆

〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

◆通報者の名前◆

■ 緊急時連絡網 ■

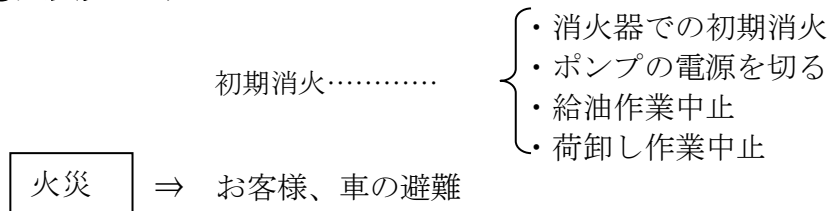


■ 緊急時の連絡先 ■

- ☐ 〇〇消防署 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 〇〇警察署 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 協力会社 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 計量器メーカー 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ タンク・配管業者 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 土木・建設業者 〇〇〇-〇〇〇〇
- ☐ 電気業者 〇〇〇-〇〇〇〇

▼ 災害時の対応要領 ▼

①火災発生時

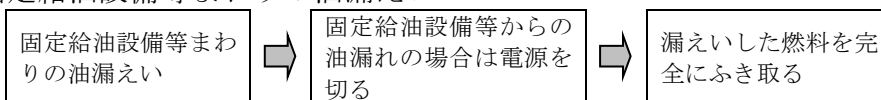


消防署に通報

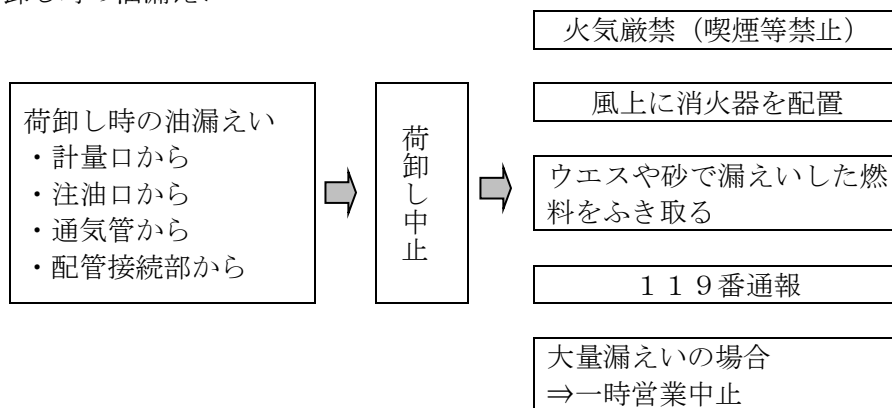
あわてずに小さな火のうちに消火すること

②油漏えい時

■ 固定給油設備等まわりの油漏えい



■ 荷卸し時の油漏えい



別添（作成例3）

○ ○ ○ 給 油 取 扱 所
予 防 規 程
(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所)

- 第1章 総則
- 第2章 保安の役割分担
- 第3章 教育及び訓練
- 第4章 点検及び記録
- 第5章 危険物の貯蔵及び取扱い等
- 第6章 改修、補修等
- 第7章 顧客自らの給油に係る貯蔵及び取扱い等
- 第8章 工事請負業者等の就業
- 第9章 火災、地震及びその他の災害時の措置
- 第10章 予防規程に違反した者の措置

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、〇〇〇給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他保安管理に必要な事項について定め、もって火災その他の災害を予防することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所の全域に適用する。

(遵守の義務)

第3条 当所の従業員及び当所に入出入りするすべての者は、この規程を遵守しなければならない。

(告知の義務)

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 前項の場合においては、柳川市長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。
ただし、個人名に変更については、この限りでない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における保安管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり役割分担を定め、当所内の見やすい箇所に役割分担表を掲示すること。また、交替時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

保安管理任務分担表

職務担当	氏 名	在・不在	職務・非常時任務 代行者	非常時任務分担
所 長	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	自衛消防隊長
危険物保安 監督者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	通報・連絡係
危険物取扱者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	消火・油処理係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	避難・誘導係
	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適切に維持管理されるよう務めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に務めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に務めなければならない。

（営業終了時の保安管理）

第11条 危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

第3章 教育及び訓練

（保安教育）

第12条 所長は従業員に対して次により保安教育を実施する。なお、保安教育の終了時に質疑又は試験により、正しく履修していることを確認すること。

対 象 者	実施時期・方法	内 容
全従業員	1年〇回 (講義・講話)	1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項
新規採用者	採用時 (講義・講話)	4 各自の任務、責任等の周知徹底 5 災害対策に関する事項 6 その他
その他	適時	保安上必要な事項

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

危険物保安監督者及び従業員に対して、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しに係る必要な教育を実施しなければならない。

（訓練）

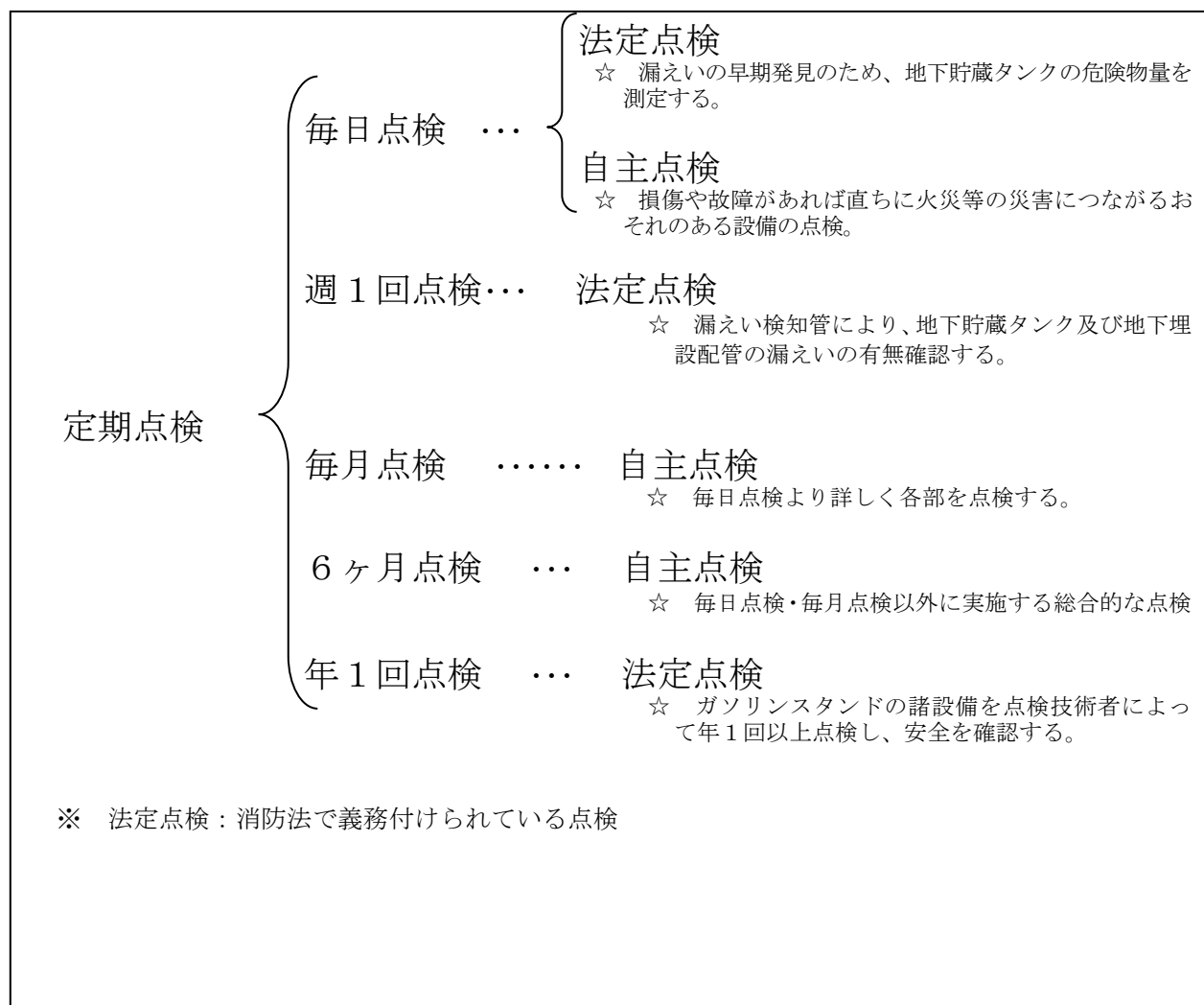
第13条 訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は〇か月に1回以上、総合訓練は〇か月に1回以上とし、次により行うものとする。

- (1) 基本訓練においては、通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練を行う。
- (2) 総合訓練においては、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を連携させ総合的に行う。

第4章 点検及び記録

（危険物施設の点検）

第14条 当所の危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、次の周期及び区分毎に点検を実施しなければならない。なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。



- 2 所長は、危険物取扱者の中からあらかじめ点検責任者を定め、前項の点検を実施しなければならない。
 - 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止の表示をする等適切な措置を行うとともに、その旨を点検責任者に報告し、すみやかに修理等を行わせるようにしなければならない。
 - 4 所長は、第 1 項の規定により点検を実施したときは、点検者に点検部位、点検結果、点検者及び点検責任者を点検記録簿に明記させ、これを設備毎に整理し、3 年間保存しなければならない。
- ※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

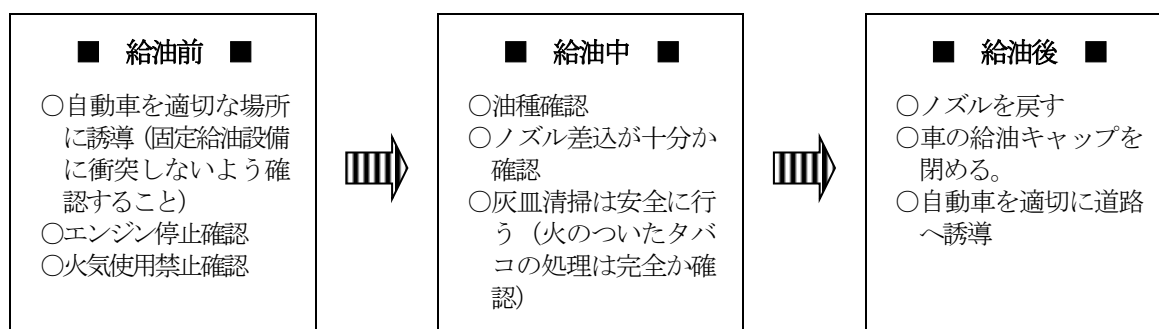
単独荷卸しに関する安全対策設備は、単独荷卸し仕組みに基づいた維持管理をしなければならない。

第 5 章 危険物の貯蔵及び取扱い等

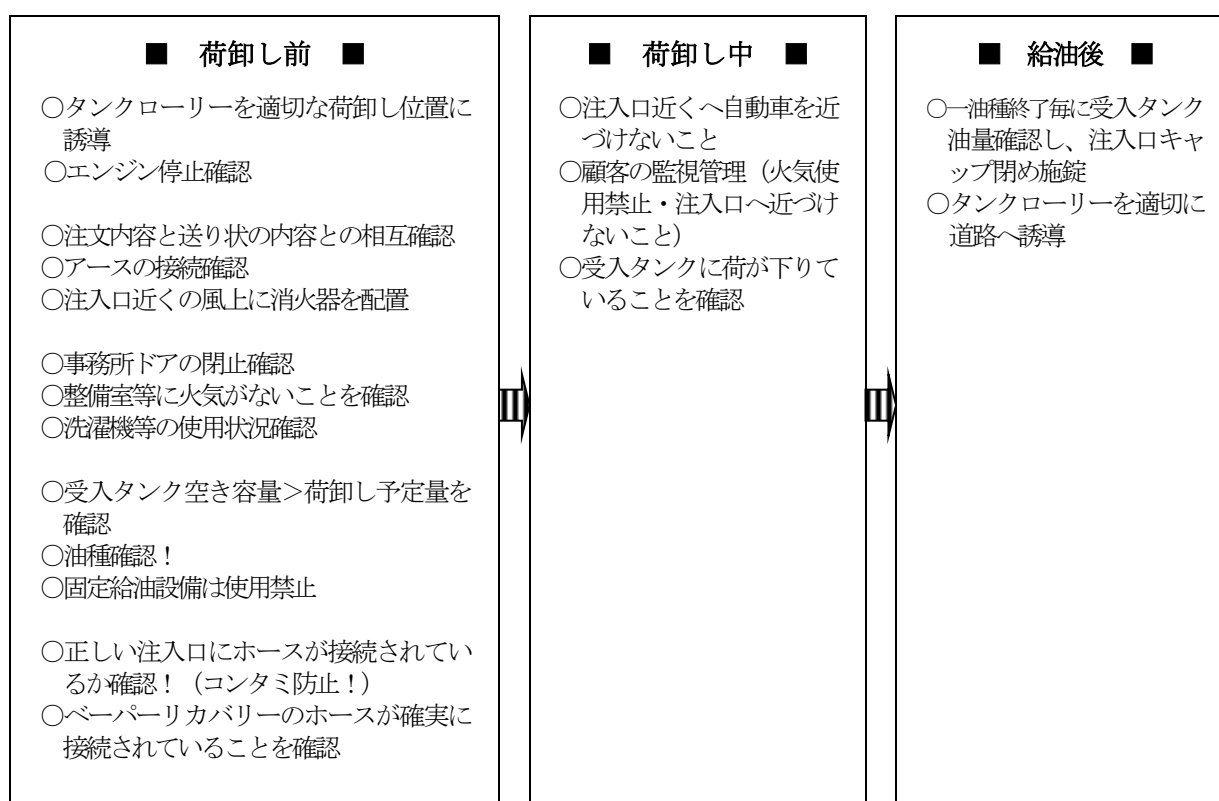
(危険物の貯蔵及び取扱い)

第 15 条 危険物の貯蔵及び取扱いを行うときは、消防法令に従ってこれを行うとともに、次により行わなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立会うこと。
- (2) 給油を行うときは、次によること。



- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、次により当所の危険物取扱者が立ち会って行うこと。
 なお、荷卸し時のコンタミ防止システムが搭載されたタンクローリーもあるので、この場合は当該タンクローリーに応じた作業とすること。



- (4) 灯油を容器に小分けする場合は、次によること。
 ア 消防法令で定める基準に適合した容器に注入すること。
 イ 注入時に、臭い、色等を確認し、灯油にガソリン等が混入していないことを確認すること。
 ウ 注入済の容器はその場所に放置しないこと。
- (5) 灯油を移動タンク貯蔵所に充填する場合は、当所の甲種または乙種危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。
- (6) 給油又は注油、自動車等の転回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないとともに、常に整理整頓に努めること。
- ※ 専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、下記の点を追加すること。

専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、消防法令及び別に定めるところによるほか、他の業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないよう対応すること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第 16 条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。
- (2) 給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者を専ら対象とするような業務を行わないこと。
- (3) 休日等で給油業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- (4) 当所内にいる客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第 17 条 当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 単独荷卸しに関する安全対策設備は、単独荷卸しの仕組みに基づき、設置されているものであること。
- (2) 単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づいた、適切な移動タンク貯蔵所を使用して、且つ必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者によって行われるものであること。尚、単独荷卸しの要件に適合しない場合は、立会い荷卸しとして実施するものであること。
- (3) 危険物保安監督者及び従業員は、当所の営業中に単独荷卸しが行なわれる場合において、移動タンクの安全は駐車場所の確保、火気への注意等、保安上必要な対応をとるものであること。

※ 屋外での物品販売等がある場合、下記の点を追加すること。

(屋外での物品販売等の業務) ※レンタカーやカーシェアリングの取次業務も含む。

- 1 所長は、物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう裸火等の火気を使用しないことや、電気設備においては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底するとともに、消防法令に逸脱しない範囲において行うこと。
- 2 所長は、物品販売等の業務により事故又は災害が発生しないよう細心の注意を払うと共に、給油（灯油若しくは軽油の詰替えを含む。）及び自動車等の点検・整備若しくは洗浄業務に支障がないよう留意すること。
- 3 物品販売等を行う場所は、給油空地、注油空地、専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分を除く部分並びに消火器や消火設備の使用の妨げにならない部分で、人や車両の通行に支障が生じない場所で行うこと。
- 4 物品販売等を行う場所は、別図○に示す場所とし、専用タンクへの荷卸し時等に物品の移動をする場所は、別図○に示された場所とすること。
- 5 防火塀の周辺において物品販売等を行う場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないこと。
- 6 物品販売等の業務は、給油取扱所の営業時間内とすること。
なお、営業時間終了後の物品等については、屋内へ保管又はガレージのシャッターを閉鎖する等放火防止策を講ずること。

(営業時間外における物品販売等の業務)

給油取扱所の営業時間外に物品販売等の業務を行う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者が立会い、管理すること。
なお、給油取扱所関係者が常駐しない場合は、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在に関して明確にしておくこと。
- (2) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、ボイラー等に直接接続するタンクの注入口その他の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないために、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等の措置を講ずること。
- (3) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないために、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等の措置を講ずること。
- (4) 上記(2)及び(3)に定めるもののほか、係員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備には、係員以外の者を近寄らせないために、施設の利用に供さない部分への施錠等の措置を講ずること。
- (5) 不必要な物件の放置を禁止するよう管理を徹底すること。
- (6) 消火器等の消防用設備を消火及び避難上有効となるよう適切に設置すること。
- (7) 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急時連絡先、事故等における具体的な措置・指示事項等）を行うこと。
- (8) 利用者数の管理及び避難経路の確保を行うこと。
- (9) 給油取扱所関係者以外の者が物品販売等の業務を行う場合には、契約、覚書等により、防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確にしておくこと。
なお、この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物に関する安全を確保すること。

第6章 顧客自らの給油に係る貯蔵及び取扱い等

(監視者の職務)

- 第18条 監視者は、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。
- 2 監視等は、乙種4類又は甲種の危険物取扱者免状保有者が行わなければならない。
 - 3 複数の従業員により監視等を行う場合は、そのうち一名を乙種4類又は甲種の危険物取扱者免状保有者とし、他の者はその者の指揮下で監視業務を行わなければならない。
 - 4 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は、見やすい箇所に掲示しなければならない。

(顧客自らの給油作業等の取扱基準)

- 第19条 顧客に給油作業等をさせる場合においては、消防法令及び同規程第6章に定める基準によるほか、次に掲げる事項によって行わなければならない。
- (1) 監視者は顧客の給油作業等を適切に監視等を行うこと。
 - (2) 監視者は顧客の給油作業等について次に掲げる事項について必要な指示を行うこと。
 - ア 顧客が給油キャップを開放する際の静電気により、火災が発生した事案があることから、①給油作業は必ず一人で行うこと②作業前には静電気除去シートに触れる等の静電気防止について指導すること。
 - イ 喫煙しながら給油を行わないよう指導すること。
 - ウ タバコの吸い殻等を捨てないよう指導すること。

エ 給油中のエンジン停止を指導すること。

オ 固定給油設備からガソリン又は軽油の容器への詰め替えを行わないよう指導すること。なお、灯油用固定注油設備からの灯油の小分けは、認められている。

カ キャップの閉め忘れを指導すること。

(3) 監視者は顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

(4) 監視者は顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器を使用していないときは、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

(5) 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

(6) 給油手順が適正に行われていることを確認し、ノズルからの漏洩防止を指導すること。

(7) 火災等を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第 20 条 顧客用固定給油設備等の 1 回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

ガソリン	100L 以下	4 分以内
軽油	200L 以下	4 分以内
灯油	100L 以下	6 分以内

※ 携帯型電子機器を使用する場合、以下の点を追加すること。

（携帯型電子機器の使用に係る遵守事項）

- 1 携帯型電子機器への保護措置について
- 2 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制について
- 3 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置について

第 7 章 改修、補修等

（所長への報告）

第 21 条 点検責任者は、施設の改修、補修等が必要であると認められるときは、直ちにその旨を所長に報告すること。

（改修、補修）

第 22 条 危険物施設の改修、補修工事等を行う場合は、その内容に応じて変更許可等の必要な手続を行わなければならない。

2 所長は、前項工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検・検査を実施し安全性を確認しなければならない。

3 所長は、当所の位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

第8章 工事請負業者等の就業

(工事責任者)

第23条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

(連絡)

第24条 工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ち作業を行わなければならない。

(工事責任者の責務)

第25条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたるとともに、作業員に周知徹底をはかり、作業の安全を確保しなければならない。

(作業工程)

第26条 工事請負業者は作業工程表を作成し所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

(作業員の立入場所)

第27条 作業員は、当所内において、当該工事に関係ある場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(就業時間)

第28条 作業時間は、当所の終業時間内に限る。ただし、所長が必要と認めた場合はこの限りでない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め保安の監督をさせなければならない。

(火気使用許可)

第29条 作業上火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

(火気使用の一時停止)

第30条 所長は、風力、風向、気温、湿度その他の気象条件により、火災の予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第9章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛の消防組織)

第31条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は第6条の表のとおりとする。

2 自衛消防隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他災害の拡大防止の措置を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。

3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に務めなければならない。

(事故時の措置、消火活動等)

第32条 事故時の措置、消火活動等は次により行うこと。

- (1) 火災の発生、危険物の漏えい等を発見又は覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせ、「災害発生時の通報要領」により消防機関に通報すること。また、必要な場合は、消防隊長は当所内の者に「緊急時の連絡先」により関係者と連絡を取らせること。
- (2) 消防隊長の指揮の下に、直ちに「火災時の対応要領」に基づき必要な措置を講じること。
- (3) 危険物が当所外部に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人、車両の運転手等に対して火気の使用禁止、その他必要な協力を求めること。

(地震被害予防措置)

第33条 地震時の災害を予防するため、適宜の次の事項を行うこと。

- (1) 当所の建物、その他の附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の検査。
- (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作業状況の検査。

(地震時の措置)

第 34 条 地震時は次の措置を講じること。

- (1) 自衛消防隊長は、隊員を指揮し、当所からの出火防止及び危険物の流出防止をはかること。
- (2) 隊員は、客等へ必要な指示を与え、混乱防止のための措置を講じること。
- (3) 自衛消防隊長は、自らの判断又は消防機関等からの避難命令により、指定避難場所へ避難誘導をすること。

(地震後の措置)

第 35 条 点検責任者は、地震が発生した場合は、地震の規模にかかわらず危険物設備並びに建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い安全を確認すること。

(震災に備えての準備品)

第 36 条 震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (3) 貴重品
- (4) その他必要なもの

※ 単独荷卸しシステムの場合、下記の点を追加すること。

単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は、単独荷卸しの仕組みに基づき、災害その他の非常の場合に適切な措置を行うものであること。非営業時の単独荷卸しにおける緊急時の連絡体制を定め、所内の適切な場所の掲示するものとする。

第 10 章 予防規程に違反した者の措置

第 37 条 所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

◆ 災害発生時の通報要領 ◆

火 災

油漏えい

混油誤販売



***** 通報 *****

◆災害内容◆

〇〇ガソリンスタンドが火事です。

〇〇ガソリンスタンドで油が流出しました。

〇〇ガソリンスタンドで混油誤販売がありました。

◆所在地◆

〇〇市〇〇町〇〇番地

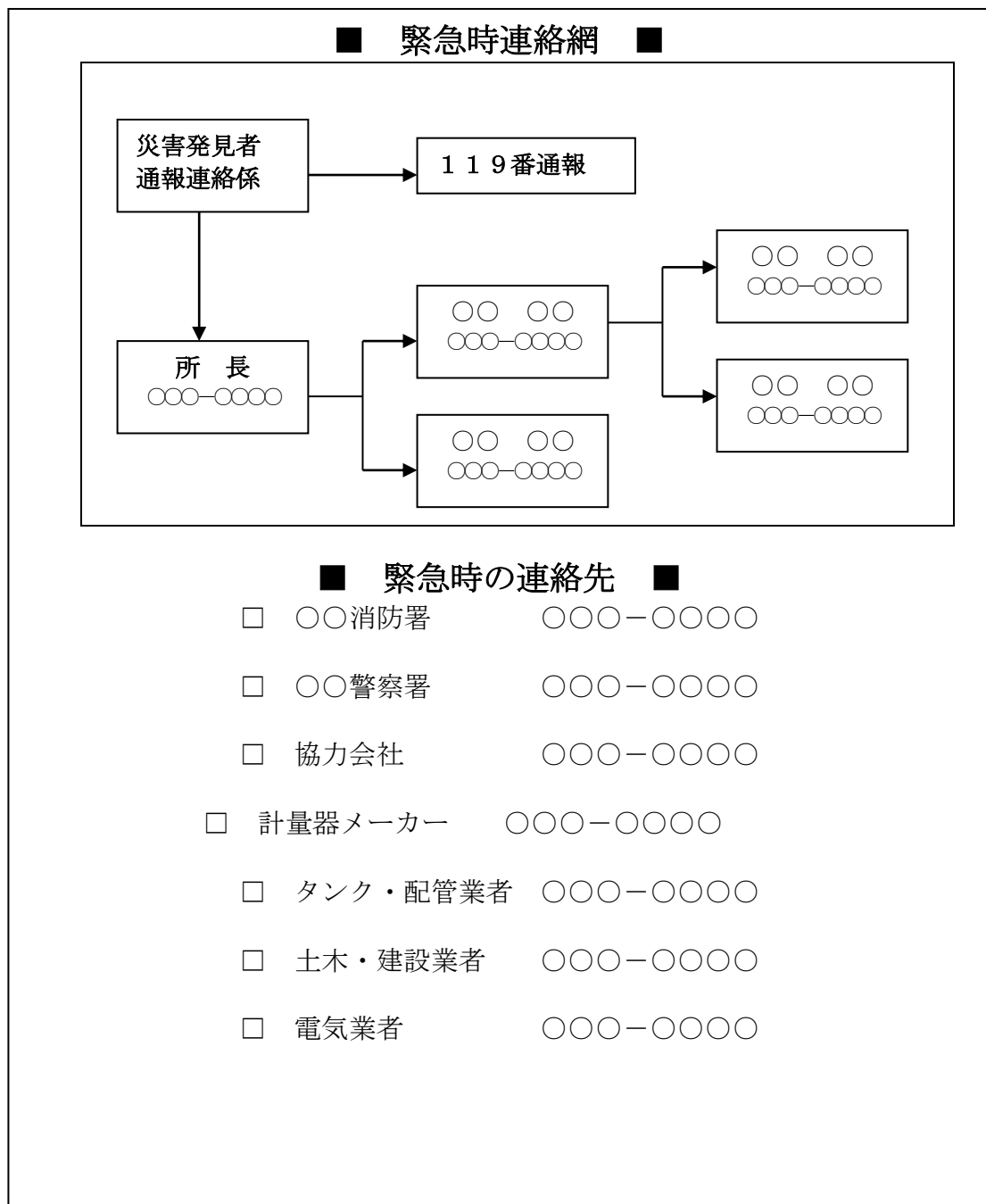
◆目標◆

〇〇交差点の角

◆電話番号◆

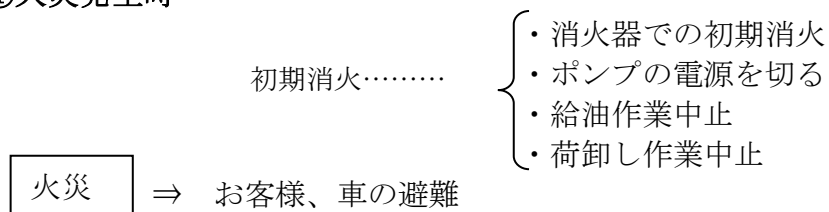
〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

◆通報者の名前◆



▼ 災害時の対応要領 ▼

①火災発生時



消防署に通報

あわてずに小さな火のうちに消火すること

②油漏えい時

■ 固定給油設備等まわりの油漏えい

固定給油設備等まわりの油漏えい



固定給油設備等からの油漏れの場合は電源を切る



漏えいした燃料を完全にふき取る

■ 荷卸し時の油漏えい

荷卸し時の油漏えい

- ・ 計量口から
- ・ 注油口から
- ・ 通気管から
- ・ 配管接続部から



荷卸し中止



火気厳禁（喫煙等禁止）

風上に消火器を配置

ウエスや砂で漏えいした燃料をふき取る

119番通報

大量漏えいの場合
⇒一時営業中止